

○内閣府  
財務省 令第 号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行に伴い、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令の一部分を改正する命令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令

投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（平成二十六年 内閣府 令第一号）の一部を次のように  
財務省

改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(特定委託者保護基金に係る経過措置)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 特定委託者保護基金は、第一項の規定に基づき保全対象財産である有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該有価証券を管理するものとする。</p> <p>一 特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価証券(混合して保管される有価証券を除く。次号において同じ。)</p> <p>　(保全対象財産である有価証券(以下この項において「保全対象有価証券」という。)の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券(以下この項において「基金固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券についての会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>三 特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(特定委託者保護基金に係る経過措置)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価証券(混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。)</p> <p>　(保全対象財産である有価証券(以下この項において「保全対象有価証券」という。)の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券(以下この項において「基金固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券についての会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価</p>

<p>証券（<u>混合して</u>保管される有価証券に限る。次号において同じ。      ） 保全対象有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券に係る各会員の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法</p> <p>四 「略」</p>	<p>証券（<u>混蔵して</u>保管される有価証券に限る。次号において同じ。      ） 保全対象有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券に係る各会員の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法</p> <p>四 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。